国立大学法人東京農工大学学位規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学学位規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
本則	本則	
(新設)	(修士及び専門職学位の学位論文の審査基準) 第3条の2 修士及び専門職学位の学位論文の審査基準は、次のとおりとする。 (1) 学位論文が、先行研究を理解した上で、適切なテーマ及び研究手法を選択し、学術的な調査、分析及び結果提示を行っていること。 (2) 学位論文が、学術的意義、新規性、創造性及び有用性を有していること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、学位論文が、別に定める学位授与の	
(新設)	方針に基づく観点に合致していること。 (博士の学位論文の審査基準) 第3条の3 博士の学位論文の審査基準は、次のとおりとする。 (1) 学位論文が、専門分野に新たな知見を加えるもので、国際的にも高い水準を満たしていること。 (2) 学位論文が、学術的意義、新規性、創造性及び有用性を十分に有	
	していること。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、学位論文が、別に定める学位授与の 方針に基づく観点に合致していること。	

附 則(教規程第48号)

この規程は、平成25年12月27日から施行する。